

香芝市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

香芝市長 三 橋 和 史

### 香芝市条例第31号

#### 香芝市議会基本条例の一部を改正する条例

香芝市議会基本条例（令和3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「質問を行い」を「質問をし」に改め、同条第4項中「行う」を「する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項の規定による」を「第1項及び前項の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による」を「第1項の」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の質問は、定例会の閉会后、次の定例会の開会までの間において、同一の議員につき、1回及び3問を超えることができない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。